

第4号議案

図書館運営委員の選任

現委員の任期は在任期間となっているため、理事の変更に伴い選任を行うもの。

1 図書館運営委員会委員（案）

| 平成29～令和2年度 委員 | | | 変更後の委員 | |
|---------------|------|----------|--------|----|
| 役職名 | 氏名 | 住所 | 氏名 | 備考 |
| 理事長 | 中川直 | 京丹後市網野町 | 三浦到 | 新任 |
| 理事 | 土出敏彰 | 京丹後市久美浜町 | 中村恵美子 | 新任 |
| 〃 | 小山金三 | 京丹後市網野町 | 小山金三 | 再任 |
| 評議員 | 藤村益弘 | 京丹後市網野町 | 藤村益弘 | 現任 |
| 〃 | 井上恵美 | 京丹後市峰山町 | 井上恵美 | 現任 |

※事務局は、法人の事務局がその任務にあたる。
事務局長は施設長、事務担当職員は近藤正勝点字指導員。

注) 理事と評議員の任期が異なるため、2年経過時は変則となる。

2 就任日 令和2年 3月 6日

3 任期 理事・評議員の在任期間

(参考) 社会福祉法人丹後視力障害者福祉センター一定款施行細則（抜粋）
(図書館運営委員会)

第5条 法人の施設運営のため、図書館運営委員会（以下「運営委員会という。」）を置く。

2 委員は若干名とし、理事会で協議の上、理事長が委嘱する。

3 運営委員会は、必要の都度、理事長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 点字図書、録音図書の製作、購入及び原書の選定に関する事
- (2) 読者の利便、開拓に関する事
- (3) 奉仕者の資格認定審査に関する事
- (4) その他図書館業務に直接必要な事項

4 委員の任期は、理事・評議員の在任期間とし、再選することができる。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。